

# 横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱

制 定 平成24年3月14日総し第311号（局長決裁）

最近改正 令和5年3月31日総総第962号（局長決裁）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、附属機関の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において附属機関とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例により設置する附属機関をいう。

## （附属機関の設置）

第3条 附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項を満たすこととする。

- (1) 他の附属機関と設置目的や担当事務が類似しないものであること。
- (2) 他の行政手段等で対応することが著しく困難であること。

## （委員の任命及び構成）

第4条 附属機関の委員の任命及び構成については、附属機関ごとに定める目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任するとともに、次に掲げる事項を満たすこととする。

- (1) 委員の定数は、20人以内とすること。
  - (2) 委員には本市職員を任命しないこと。
  - (3) 委員には本市市会議員を任命しないこと。
  - (4) 委員を再任する場合は、当該委員の在任期間が引き続き10年を超えないこと。
  - (5) 他の附属機関の委員の職を4以上兼ねる者を当該附属機関の委員に任命しないこと。
  - (6) 女性委員の登用については、横浜市附属機関委員への女性の参画推進要綱（平成24年3月28日市男女第776号。以下「女性参画推進要綱」という。）によること。
- 2 当該附属機関の設置目的に照らし、特別の事情があると認められる場合においては、前項第1号、第4号及び第5号の規定は、適用しない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員の任命及び構成に関する事項に関し、これらの項に規定する事項について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

## （会議の運営）

第5条 会議は、附属機関の設置目的を達成するため、効果的かつ効率的に行うこととする。

- 2 会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条に基づき、原則、公開とすること。

なお、公開に当たっては横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成12年6月助役依命通達。以下「会議公開要綱」という。）による。

- 3 会議録は、議題に対する審議内容、結論等が明確となるよう作成すること。また、公開された会議に係る会議録は、会議公開要綱第8条に基づき閲覧に供する。

#### （設置等の見直し）

第6条 各附属機関を所管する区局統括本部（以下「所管課」という。）は、当該附属機関が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その廃止を検討することとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
  - (2) 社会情勢の変化等により必要性が低下してきたもの
  - (3) 活動が不活発なもの
- 2 所管課及び総務局行政イノベーション推進室行政マネジメント課（以下「行政マネジメント課」という。）は、目的や担当事務が類似している附属機関がある場合は、整理統合し、合理化を図る。

#### （調整及び報告）

第7条 所管課は、当該附属機関の設置及び委員の任命及び構成に関し、行政マネジメント課と調整するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者選定評価委員会等の設置及び委員の任命及び構成に関し、所管課は、政策局共創推進室共創推進課と調整するものとする。
- 3 所管課は、女性参画推進要綱に基づき、委員への女性参画推進に必要な事項について、政策局男女共同参画推進課と調整を行うものとする。
- 4 所管課は、委員の報酬に関し、別に定めのあるものを除き、横浜市事務決裁規程の全部改正について（昭和47年8月助役依命通達）に基づき、総務局長と調整するものとする。
- 5 所管課は、会議公開要綱に基づき、会議の運営状況について、毎年1回、市民局長に報告するものとする。
- 6 所管課は、附属機関の設置及び運営状況等について、毎年1回、行政マネジメント課に報告するものとする。

#### （パブリックコメントの実施）

第8条 附属機関が答申、報告書等を提出するに当たっては、横浜市パブリックコメント実施要綱（平成15年4月助役依命通達）に基づき、必要によりパブリックコメントを実施することとする。

附 則（制定 平成24年 3月14日総し第311号、局長決裁）  
この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則（制定 平成24年 7月 2日総し第67号、局長決裁）  
この要綱は、平成24年 7月 2日から施行する。

附 則（制定 平成25年 3月11日総し第222号、局長決裁）  
この要綱は、平成25年 3月11日から施行する。

附 則（制定 平成25年 4月 5日総し第 1号、局長決裁）  
この要綱は、平成25年 4月 5日から施行する。

附 則（制定 平成25年 6月 5日総し第14号、局長決裁）  
この要綱は、平成25年 6月 5日から施行する。

附 則（制定 平成25年 9月30日総し第54号、局長決裁）  
この要綱は、平成25年 9月30日から施行する。

附 則（制定 平成25年11月 1日総し第69号、局長決裁）  
この要綱は、平成25年11月 1日から施行する。

附 則（制定 平成25年12月25日総し第71号、局長決裁）  
この要綱は、平成25年12月25日から施行する。

附 則（制定 平成26年 3月27日総し第92号、局長決裁）  
この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則（制定 平成26年 6月25日総し第16号、局長決裁）  
この要綱は、平成26年 7月 1日から施行する。

附 則（制定 平成26年 9月26日総し第50号、局長決裁）  
この要綱は、平成26年10月 1日から施行する。

附 則（制定 平成26年12月 9日総し第75号、局長決裁）  
この要綱は、平成27年 1月 1日から施行する。

附 則（制定 平成27年 3月19日総し第119号、局長決裁）  
この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（制定 平成27年 6月23日総行第474号、局長決裁）  
この要綱は、平成27年 7月 1日から施行する。

附 則（制定 平成27年 9月30日総行第936号、局長決裁）  
この要綱は、平成27年10月 1日から施行する。

附 則（制定 平成27年12月25日総行第1387号、局長決裁）  
この要綱は、平成28年 1月 1日から施行する。

附 則（制定 平成28年 3月28日総行第2151号、局長決裁）  
この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則（制定 令和 3年 3月 2日総行第3396号、局長決裁）  
この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則（制定 令和 3年 8月20日総行第673号、局長決裁）  
この要綱は、令和 3年 9月 1日から施行する。

附 則（制定 令和 4年 3月31日総総第910号、局長決裁）  
この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則（制定 令和 5年 3月31日総総第962号、局長決裁）  
この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。